

令和7年度 にこにこ園入園案内

この案内には、和気町立認定こども園の教育・保育給付認定及び入園の申込み等に関する手続きや必要書類について記載していますので、内容をよく読んで手続きを行ってください。
また、令和7年度中は大切に保管しておいてください。

◆入園申込み期間・受付場所

申込期間 令和6年11月1日（金）～ 令和6年11月15日（金）※先着順ではありません。
受付時間 8時30分～17時
受付場所 各にこにこ園
教育委員会 教育総務課（和気町役場佐伯庁舎2階）
こどもまんなか支援室（和気町役場本庁舎1階）

◆町内認定こども園

佐伯にこにこ園	和気町矢田418-1 TEL 0869-88-1318	定員107名
和気にこにこ園	和気町藤野463 TEL 0869-93-1571	定員211名
本荘にこにこ園	和気町衣笠570 TEL 0869-93-0324	定員232名

◆令和7年度の年齢別クラス

クラス年齢	生 年 月 日
0歳児	令和6年4月2日以降 ※0歳児は生後6か月から入園可能となります。
1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日

◆支給認定について

認定こども園を利用するためには、町から**教育・保育給付認定**を受ける必要があります。

※「**教育・保育給付認定**」とは、小学校就学前の児童をもつ保護者の方に必要に応じた教育・保育を提供していくため、「保育の必要性」を町が認定するものです。

（和気町では、教育・保育給付認定申請と入園申し込みを同時に行います。）

教育・保育給付認定は、児童の年齢や利用状況に応じて区分が分かれています。

令和7年4月1日 時点の年齢	教育・保育の区分	利用区分	認定区分
満3歳以上	教育を希望する場合	教育利用	1号認定
	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合	保育利用	2号認定
満3歳未満			3号認定

◆申込み条件について

●1号認定（教育利用）

（１）希望するにこにこ園の小学校区内に住民票があり、居住の実態があること。

転入・転居予定の場合は、入園日までに住民票を異動していること。

佐伯学区	和気学区	本荘学区
津瀬・米澤・佐伯・父井原・矢田部・ 宇生・田賀・小坂・加三方・矢田・ 岩戸・田土・丸山・南山方・塩田・ 奥塩田・北山方・苦木	保曾・日笠上・日笠下・木倉・吉田・ 藤野・泉・大田原・益原・和気・田 原上・田原下・原・本	清水・大中山・衣笠・福富・尺所・ 日室

（２）預かり保育を希望する場合は、保護者が下記の「保育を必要とする事由」①～⑧及び⑩のいずれかに該当すること。

●2号認定・3号認定（保育利用）

次の（１）～（３）の条件を全て満たしていないと申込みができません。

（１）和気町に住民票があり、居住の実態があること。

転入予定の場合は、入園日までに住民票を異動していること。

（２）保護者が下記の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、養育が困難であること。

（３）乳幼児が健康で日常生活に支障がないこと。

※単に幼児教育、集団生活になれさせるために入園希望といった理由では入園対象になりません。

○保育を必要とする事由

① 就労（月４８時間以上） ・既に就労中である場合（勤務・自営） ・就労予定（採用・起業、育児休業から復帰など）が決まっている場合 ※就労予定の場合は、就労開始日（採用日・起業日・復職日など）の２週間前から入園可能となります。 就労開始日が４月１日の場合は、空きがある場合に限り前年度からの利用が可能です。
② 妊娠・出産 認定期間：出産予定日を挟み４か月
③ 保護者の疾病・障害
④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
⑤ 災害復旧
⑥ 求職活動（起業準備を含む） 認定期間：求職開始日（入園日・すでに入園中の場合は退職日翌日）から９０日間 ※同年度内に２回以上求職を事由とする入園を希望する場合、状況により認定不可となる場合があります。
⑦ 就学（職業訓練等を含む）
⑧ 虐待やＤＶのおそれがあること
⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であると認められること 認定期間：②の妊娠・出産期間終了から、最長で育児休業に係る子どもの１歳の誕生日の前日 または、育児休業の末日の、いずれか早い日の属する月末まで （１）産前４週より前から２号または３号認定で町内認定こども園に入園しており、該当児童の福祉の観点（環境の変化に留意するため）から、継続利用の必要があると認められる場合 （２）保護者が育児休業中も就労先との雇用契約が継続していて、出生児童が満１歳となる育児休業終了後に復職することが決まっている場合 ※申し込み数が定員を超えた場合は、⑨の事由による入園は認められない場合があります。
⑩ その他、上記に類する状態として町が認める場合

◆保育利用調整基準点数表等

○「保育を必要とする事由」の区分による点数表（基礎点数表）

区分	類型	保護者の状況（細目）		基準指数	
1	就労	① 居宅外労働	月140時間以上の就労を常態としている場合	10	
			月120時間以上の就労を常態としている場合	9	
		外勤 居宅外自営 など	月100時間以上の就労を常態としている場合	6	
			月80時間以上の就労を常態としている場合	5	
			月48時間以上の就労を常態としている場合	4	
		② 居宅内労働	月140時間以上の就労を常態としている場合	9	
			月120時間以上の就労を常態としている場合	8	
			月100時間以上の就労を常態としている場合	5	
			在宅勤務 居宅内自営 農業など	月80時間以上の就労を常態としている場合	4
				月48時間以上の就労を常態としている場合	3
		③ 内 職	月120時間以上の就労を常態としている場合	5	
			月60時間以上の就労を常態としている場合	3	
			月48時間以上の就労を常態としている場合	2	
④ 就労予定	入園を希望している年度内に、育児休業から復帰予定の場合	区分1①②を準用			
	勤務先が確定している（内定） 又は、起業が決まっている場合	区分1①②から1点減じたものを準用			
2	妊娠・出産	出産予定日を含めて、産前産後4か月の場合		8	
3	疾病・障害	疾病 ・ 負傷	1か月以上の入院もしくは入院見込み、常時臥床の場合	10	
			居宅内療養 (1か月以上)	安静を要すると診断された場合又は、日常生活に支障があり、家庭での保育が困難な場合	8
				週3日程度の通院加療等が必要な場合	4
		障害	「身体障害者手帳1～2級所持」、「聴覚障害者2～3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳1級所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合	10	
			「身体障害者手帳3級所持」、「聴覚障害者4級所持」、「精神障害者保健福祉手帳2級所持」、「療育手帳B所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合	6	
			「身体障害者手帳4～6級所持」、「精神障害者保健福祉手帳3級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合	3	
4	介護・看護	親族を常時介護又は看護している場合		区分1を準用	
5	災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害復旧に当たっている場合		10	
6	求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合		1	
7	就学	日中、就学又は職業訓練のため、保育することができない場合		区分1を準用	
		就学予定	就学先又は、職業訓練先が決まっている場合（内定）		
8	虐待・DV	児童虐待又はそのおそれのある場合		10	
		DVにより保育を行うことが困難であると認められる場合		5	
9	育児休業	育児休業中の継続利用	現在すでに入園をしており、現年度内に育児休業から復帰予定が無く、認定こども園の保育利用を継続する必要があると認められる場合	区分1を準用	
10	その他	不存在	死亡、離婚、行方不明、拘禁、別居（離婚調停中又は裁判中に限る）等	10	
		前各号に掲げるもののほか、明らかに保育をすることができないと町が認めた場合		状況により 区分1～10を準用	

※区分 10「不存在」は、保護者が実質 1 名と認められる場合に点数付与するために設けた項目であり、「保育を必要とする事由」ではありません。

※父・母それぞれ点数を算出し、その合計が基礎点数となります。

※原則、基礎点数表の「色つきの区分」は、保育必要量が「保育標準時間」となり、最大で 11 時間の利用となります。「色つきではない区分」は、保育必要量が「保育短時間」となり、最大で 8 時間の利用となります。

※保護者のいずれか一方でも、「保育短時間」の認定になる場合は、利用時間は「保育短時間」となります。

※保育必要量と利用可能時間についての詳細は、P.5「利用可能時間及び休園日」をご確認ください。

○「優先利用」の区分による点数表（調整点数表）

区分	類型	状 況（細目）	点数
A	ひとり親	児童が父または母のみに養育されている場合	3
B	生活保護	経済的自立のため緊急に就労を要する場合	1
C	失業	生計中心者が利用希望日の前 1 年以内に離職しており、就労の必要性が高い場合	2
D	社会的養護	児童虐待又はそのおそれのある場合	10
		DVにより保育を行うことが困難であると認められる場合	3
		その他社会的養護が必要であると認められる場合	1
E	障害	集団保育を必要とする障害児の場合	5
		保護者が重度の障害で、特に身体的・能力的に養育が困難であると認められる場合	
F	育児休業明け	保護者が育児休業から復帰するため（産前産後休暇後すぐに復帰する場合を含む）、児童が保育施設等を利用することを希望する場合	7
G	兄弟姉妹	兄弟姉妹が同一の保育施設等の利用を希望する場合	4
H	継続児童	利用調整の対象児童のうち、現在利用している保育施設等を継続して希望する場合	7
I	保育士等	保育士資格を持つ保護者が、保育に従事するために保育施設に就労中又は就労（復帰・就職）予定の場合	5

調整点数表において、同時に複数の区分に該当する場合は、該当するもの全てを加算したものを世帯の調整点数とします。また、1 つの区分において同時に複数の細目に該当する場合は、最も点数の高いものを加算します。

○基礎点数及び調整点数の合計点が同じになった場合の優先順位表（同点時基準表）

順位	状 況
1	基礎点数が高い世帯
2	調整点数表の区分 I（保育士等）を適応された世帯
3	利用者負担額表の階層が低い世帯
4	保育園等の待機（保留）期間が長い世帯
5	希望するにこにこ園と同じ小学校区内に居住している世帯
6	保護者のいずれかが長期間の単身赴任等により、常時家庭にいない場合
7	祖父母と同居していない世帯

○保育利用での入園については、次のような場合がありますのでご了承ください。

- ・定員を超える利用申込みがあった場合は、「保育を必要とする事由」と優先理由の内容を点数化し、施設の状態も踏まえ、町が入園等の利用調整を行います。その結果、第 1 希望の園に待機、または第 2・第 3 希望の園に入園となる場合があります。
- ・認定こども園に入園できる基準に該当しないために入園が認められない場合があります。
- ・特別な事情のため、入園が不相当と決定される場合があります。
- ・「基礎点数表」「調整点数表」「同点時基準表」いずれも、基準を判断するための書類が提出されていない場合は適応されません。

◆利用可能時間及び休園日

●1号認定（教育利用）

○教育標準時間（月～金）

7:30 8:30 13:30 18:00

預かり保育	教育標準時間（最大5時間）	預かり保育
-------	---------------	-------

【預かり保育】利用するには、P.2「保育を必要とする事由」に該当し、町から「施設等利用給付認定（新2号）」を受ける必要があります。育児休業中は利用できません。
認定を受けた場合、預かり保育利用料月額3,000円が無償化されます。

○休園日

- ・土曜日、日曜日、祝日、国民の休日
- ・学年始休業日 4月1日～4月7日 ・夏季休業日 7月20日～8月31日
- ・学年末休業日 3月26日～3月31日 ・冬季休業日 12月25日～1月6日

※預かり保育に関しては、この通りではありません。

●2号認定・3号認定（保育利用）

○保育標準時間（月～土）…主にフルタイム（月120時間以上）の就労を想定

（例）1日8時間×週5日×4週＝160時間

1日6時間×週5日×4週＝120時間

○保育短時間（月～土）…主にパートタイム（月48時間以上120時間未満）の就労を想定

（例）1日5時間×週5日×4週＝100時間

1日4時間×週3日×4週＝48時間

保育標準時間（最大11時間）				延長保育
7:30	8:00	16:00	18:30	19:00
延長保育	保育短時間（最大8時間）			延長保育

【ならし保育】0～2歳児クラスの新入園児が対象です。ならし期間中は保育の必要量にかかわらず早めのお迎えとなります。期間は約2週間を予定しておりますが、詳細は入園決定後に園へご相談ください。

【延長保育】入園後に別途申し込みが必要です。勤務時間・通勤時間などの事情によりやむを得ず子どもを送り迎えできない場合に、通常の保育時間を超えてお預かりします。家庭の用事などの理由では利用出来ません。延長保育料は100円／30分です。

【土曜保育】入園後に別途申し込みが必要です。保護者が共に土曜日も就労があるなど、「保育を必要とする事由」が無ければ利用出来ません。なお、土曜日はお弁当の持参をお願いします。

- ・育児休業中の継続利用の保育時間は、保育短時間とし、原則、延長保育・土曜保育は利用できません。
- ・「保育を必要とする事由」と状況により保育時間は決定しますので、必ずしも希望の保育時間が利用できるということではありません。
- ・保育短時間の認定を受けた方で、勤務時間・通勤時間の状況等により保育短時間を明らかに超えて利用せざるを得ないと認められる場合（1か月の就労時間は120時間未満だが、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としている場合など）は、申し立て等により保育標準時間に変更できる場合があります。

○休園日

- ・日曜日、祝日、国民の休日
- ・年末年始休業日 12月29日～1月3日

◆給食費・保育料

- 給食費・保育料は、保護者の市町村民税所得割課税額の合算額により、決定します。
ただし、祖父母やその他児童の扶養義務者が同一住所に居住（世帯分離している場合を含む）しており、生計の主宰者であると判断される場合（保護者の収入（所得）が税の扶養の範囲程度の額で、かつ祖父母等に一定以上の所得がある場合など）や、児童又は保護者を税法上の扶養に入れている場合は、その方を生計の主宰者と推定し、その方の町民税額を合算して決定する場合があります。その場合、祖父母等の税資料等についても調査します。
- 町民税所得割課税額を算出する場合には、寄附金控税控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・配当所得控除・住宅借入金等特別税額控除は適応されません。
- 算定は4月と9月の年2回行います。4月～8月は前年度の町民税額、9月～3月は当年度の町民税額によって決定しますので、年度途中で金額が変更になる場合があります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度町民税額で算定 (令和5年1月1日～令和5年12月31日の所得)					令和7年度町民税額で算定 (令和6年1月1日～令和6年12月31日の所得)						

- 給食費・保育料の決定にあたり、世帯や町民税の状況について、税務課にて確認させていただきます。
町が保有する資料で町民税が確認できない場合はこちらから連絡しますので、住民税の申告をお願いします。住民税の確認が取れない場合は、最高額での算定となります。
- 納付は口座からの引き落としとなります。利用可能銀行は下記をご確認ください。
給食費：晴れの国岡山農協
保育料：中国銀行・トマト銀行・備前日生信用金庫・晴れの国岡山農協・ゆうちょ銀行
- 結婚や離婚等により世帯状況が変更となった場合、就労時間や「保育を必要とする事由」が変更となった場合、申告の修正などで市町村民税所得割課税額が変更になった場合等は、給食費・保育料が変更になることがありますので、速やかににこにこ園または教育委員会へご連絡ください。

◎給食費について

〔3～5歳児クラス〕毎月 **1食280円**×給食実施回数

〔0～2歳児クラス〕保育料に含まれるので、別途徴収はありません。

- 給食費の減免について
下記に該当する世帯の子どもは副食費が減免となり、**月額 500円**となります。
※別途手続きは必要ありません。

1号認定		2号認定	
所得割課税額 77,101 円未満	全ての子ども	所得割課税額 57,700 円未満 (ひとり親世帯は 77,101 円未満)	全ての子ども
所得割課税額 77,101 円以上	小学校第3学年以下の子どもから 数えて、第3子以降の子ども	所得割課税額 57,700 円以上 (ひとり親世帯は 77,101 円以上)	小学校就学前の子どもから 数えて、第3子以降の子ども

- 和気町にこにこ園給食費補助制度について
下記に該当する世帯の子どもは、給食費の補助対象となります。
※別途申請が必要です。(通常の給食費を算定後に、対象と思われる方は教育委員会よりご連絡します。)
- ①生活保護法による被保護世帯
 - ②町民税非課税世帯且つ、ひとり親世帯または在宅害児（者）のいる世帯で、町に納付すべき債務について滞納がない世帯

◎保育料について

令和 6 年度和気町保育料徴収基準額表 及び 多子世帯の保育料負担軽減事業 を参考

（令和元年度 10 月からの保育料無償化により、全ての世帯の 3～5 歳児・住民税非課税世帯の 0～2 歳児は保育料が無料になりました。）

令和 6 年度 和気町保育料徴収基準額表（参考）

（円）

階層区分			0歳児クラス		1～2歳児クラス		3～5歳児 クラス
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
①	生活保護世帯		0	0	0	0	無 料
②	市町村民税 非課税世帯		0	0	0	0	
③	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額	48,600 円未満	8,000	7,900	1,800	1,700	
		ひとり親世帯 在宅障害者（児）世帯	7,500	7,400	1,300	1,200	
57,700 円未満		15,000	14,700	8,800	8,500		
77,101 円未満							
169,000 円未満							
⑤		301,000 円未満	22,000	21,600	15,800	15,400	
⑥		397,000 円未満	30,500	30,000	24,300	23,800	
⑦		397,000 円以上	40,000	39,300	33,800	33,100	

※年度途中で年齢が上がっても、保育料は変わりません。

多子世帯の保育料負担軽減事業

① 国補助事業の多子世帯保育料負担軽減		保育料
保育料算出に係わる世帯の町民税の所得割課税額が 57,700 円未満の世帯で、第 1 子の年齢に関係なく、支給認定保護者と生計を一にしている子どもが園児より上にいる場合		第 2 子半額 第 3 子以降無料
保育料算出に係わる世帯の町民税の所得割課税額が 77,101 円未満のひとり親世帯、又は在宅障害児（者）のいる世帯で、第 1 子の年齢に関係なく、支給認定保護者と生計を一にしている子どもが園児より上にいる場合		第 1 子半額 第 2 子以降無料
② 県補助事業の多子世帯保育料負担軽減		
保育料算出に係わる世帯の町民税の所得割課税額が 57,700 円以上の世帯で、第 1 子の年齢に関係なく、支給認定保護者と生計を一にしている子どもが園児より上にいる場合		第 3 子以降無料
③ 町の多子世帯保育料負担軽減 （①②に該当しない場合）		
同一世帯から 2 人以上にここに園に在園している場合		第 2 子半額 第 3 子以降無料

◎その他必要な費用など

- ・PTA 会費…300 円程度／月
- ・その他、必要経費を負担していただく場合があります。

◆申し込み方法と必要書類

1号

- ・「教育・保育給付認定申請書兼認定こども園入園申込書（1号）」（水色の用紙）
- ・入園申し込み提出書類チェック表（町控）

○預かり保育も希望する場合

- ・「教育・保育給付認定申請書兼認定こども園入園申込書（1号）」（水色の用紙）
- ・「子育てのための施設等利用給付認定申請書兼預かり保育利用申込書」（緑色の用紙）
- ・保育を必要とする事由を証明する書類（事由と必要書類は下記表参照）
- ・入園申し込み提出書類チェック表（町控）

2号・3号

- ・「教育・保育給付認定申請書兼認定こども園入園申込書（2号3号）」（オレンジ色の用紙）
- ・入園申込にかかる同意書
- ・保育を必要とする事由を証明する書類（事由と必要書類は下記表参照）
- ・入園申し込み提出書類チェック表（町控）

※証明日から2か月以内のものを有効とします。

保育を必要とする事由			必 要 書 類	*様式有
① 就労	勤務 雇用されている場合		・ 就労証明書*（事業所が記入）	
	自営 保護者自身が代表者 （事業主）の場合		・ 就労証明書*（保護者が記入） ・ 開業届け、確定申告書、納品書、領収書など、自営である事がわかるものの写し（事業内容及び代表者が分かるもの）	
	就 労 予 定	育休復帰	・ 就労証明書*（育児休業期間・復職予定日の記入があるもの）	
		採用 ・ 起業	・ それぞれ上記「勤務」「自営」と同様 就労開始前で同様の書類の用意が難しい場合には下記書類でも受付可能ですが、就労開始次第、就労証明書等「勤務」「自営」と同様の書類の提出が必要です。 ・ 求職状況申立書*（就労予定欄の記入のあるもの） ・ 採用通知、合格通知、開業届けなど、就労開始日がわかるものの写し ※就労開始日がわかるものが添付されていない場合、⑥求職活動での申込となります。	
② 妊娠・出産			・ 母子手帳の写し（保護者氏名・出産予定日がわかるページ） ・ 就労証明書*（産前産後休業期間の記入があるもの） ↳ 就労しており、産前産後休業を取得している場合	
③ 疾病・障害			・ 診断書、障害者手帳、介護保険証など、状況や治療（療養）期間がわかるものの写し	
④ 介護・看護				
⑤ 災害復旧			・ り災証明書	
⑥ 求職活動			・ 求職状況申立書*	
⑦ 就学			・ 学生証、在学証明書、合格通知、時間割表など、在学期間や就学時間等がわかるものの写し	
⑧ 虐待・DV			・ 状況のわかるものの写し	
⑨ 育児休業中の継続利用			・ 育児休業にかかる保育の実施継続申請書* ・ 就労証明書*（産前産後休業期間・育児休業期間、復職予定日の記入があるもの）	
⑩ その他			・ 状況のわかるものの写し（教育委員会へご連絡ください。）	

◆その他状況に応じて必要な書類など

1号～3号 共通

保育料・給食費を算定するために必要です。

住民税の確認が取れない場合は、保育料・給食費ともに最高額での算定となります。

●令和6年1月1日時点の住所地が和気町外の方（令和7年4月1日～入園希望の場合） ・父母の「 令和6年度 所得課税証明書 」（控除内容も含まれたもの）、または「 非課税証明書 」 令和6年1月1日時点の住所地の市区町村の役所で交付を受けてください。
●令和7年1月1日時点の住所地が和気町外の方（令和7年9月1日以降に入園希望の場合） ・父母の「 令和7年度 所得課税証明書 」（控除内容も含まれたもの）、または「 非課税証明書 」 令和7年1月1日時点の住所地の市区町村の役所で交付を受けてください。（令和7年6月ごろから発行可能）
●上記に掲げる該当の日において、日本国外に居住していた場合 ●保護者が日本国外で所得を得ている場合 ・算定に必要な期間の所得等に関する書類（日本語訳付）

利用調整の点数加算、保育料・給食費の減免を判定するために必要です。

書類の確認ができない場合は、加算・減免を受けることができません。

○生活保護受給世帯の方 ・生活保護受給証明書
○離婚調停中の方 ・事件係属証明書など、調停中であることがわかる書類の写し
○ひとり親世帯（事実婚を除く）の方 ・児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）など、ひとり親であることがわかる書類の写し
○入園中の年度途中で離婚・結婚した場合 ・離婚日、入籍日がわかるものの写し
○在宅障害児（者）のいる世帯の方 ・診断書、療育手帳、障害者手帳、特別児童扶養手当証書など、証明できるものの写し
○保育士資格をお持ちで、保育施設に就労中又は就労予定（復職・就職）の方 ・保育士証の写し 保育士証が旧姓のままの場合は、戸籍抄本や運転免許証の裏書きなど、変更がわかる書類を添付してください。

その他、状況に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

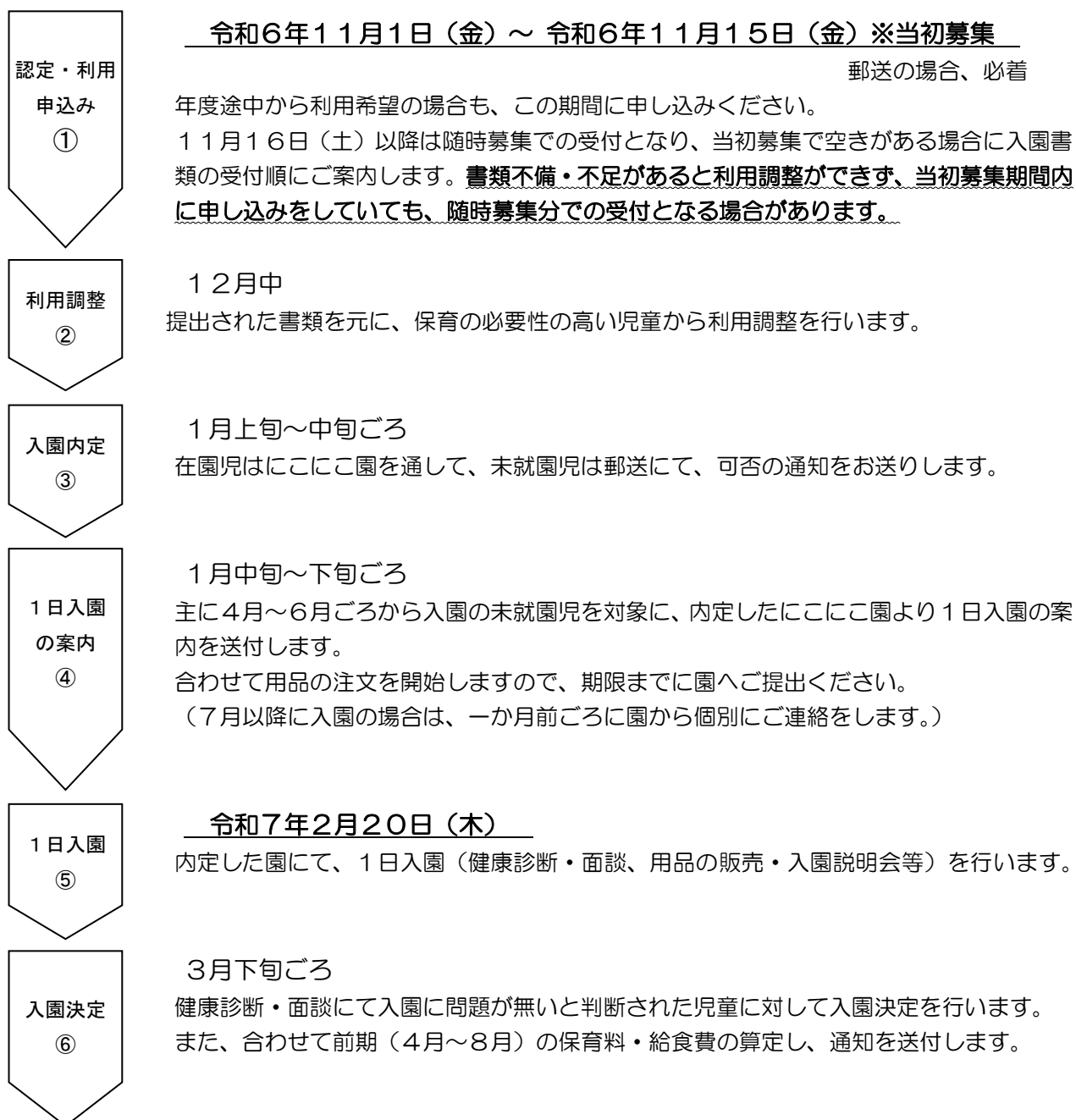
- ・「教育・保育給付認定申請書兼認定こども園入園申込書」「子育てのための施設等利用給付認定申請書兼預かり保育利用申込書」「同意書」は、児童1人につき1枚必要です。
- ・その他の書類は、きょうだいがいる場合は1枚で構いません。一番上の児童に添付してください。
- ・年齢、学年等は**令和7年4月1日時点**のものを記入してください。
- ・書類はすべて黒のボールペン等で記入してください。消えるペンで記入されたものは無効になります。
訂正箇所は二重線で消してください（証明書は訂正印も必要です）。修正液等での訂正は認められません。

■入園について家庭・お子様のことで事情があるときは、申し込み前にご相談ください。

■申し込みの内容に変更が生じた場合（就労で入園が内定していたが退職した、結婚や離婚をして世帯員が変わった、など）には、速やかにここにこ園又は教育委員会にご連絡ください。

申込書の内容と現状に差異が生じている事が発覚した場合は、内定が取り消しになる・入園中でも退園となる場合があります。

◆申込みの流れ・通知送付の時期など



※日程は現時点での予定なので、変更になる場合があります。



◆入園・書類等の問い合わせ先

〒709-0511

岡山県和気郡和気町矢田305

和気町教育委員会 教育総務課

Tel 0869-88-1157